

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 30 日

都道府県地籍調査担当者 殿

国土交通省政策統括官付地理空間情報課
地籍整備室企画専門官

「街区境界調査の手引」の一部改正について

平素より地籍調査事業にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 3 月 31 日付けで街区境界調査図作成要領が改正され、街区境界は確認できるが街区境界上にある民地の筆界点の確認ができなかった場合の取扱いが追加されました。

今般の改正に併せて、「街区境界調査の手引」が一部改正されましたので、業務の参考としてください。

本手引きにつきましては、本日から施行することとしましたので、御了知の上、この旨を貴管下部局及び関係市区町村等へ周知方よろしく申し上げます。